

平成 30 年大船渡市教育委員会第 12 回定例会会議録

1. 日 時

平成 30 年 12 月 27 日（木） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

2. 場 所

大船渡市役所 教育委員会会議室

3. 出席委員の氏名

教 育 長	小 松 伸 也
教育長職務代理者	千 葉 雅 夫
委 員	柏 崎 正 明
委 員	熊 谷 テイ子
委 員	村 谷 志 保

4. 説明等のため出席した職員

教 育 次 長	志 田 努
学校教育課長	市 村 康 之
生涯学習課長	熊 谷 善 男

5. 議 事

協議第 1 号 組織体制の見直しに伴う事務執行の在り方について

6. 報告事項

(教育次長)

- ① 平成 30 年大船渡市議会第 4 回定例会について
- ② 学校統合の進捗状況について

(生涯学習課長)

- ① 「吉浜のスネカ」のユネスコ無形文化遺産登録について
- ② 「板用肩怒剣舞」の岩手県無形民俗文化財の指定について
- ③ 文化財めぐりの実施結果について
- ④ 市民講座の実施状況について
- ⑤ 第 28 回ふるさと・おおふなとお話大賞の選考結果について
- ⑥ 大船渡市立博物館教育普及事業「おおふなと しぜん かわらばん 2018」の実施結果について
- ⑦ 青少年体験学習事業（英語スクール）「English At Rias」の実施について
- ⑧ 平成 31 年大船渡市成人式の開催について
- ⑨ 大船渡新春四大マラソン大会の開催について
- ⑩ 第 8 回大船渡市こども郷土芸能まつりの開催について

(学校教育課長)

- ① 第 6 回市内小・中学校長会議の開催結果について
- ② 市内小・中学校等の冬休み期間について

7. 会議の概要

(教育長)

- ・平成30年大船渡市教育委員会第12回定例会の開会を宣言する。
- ・平成30年第11回定例会の会議録について、質問、意見を求めた結果、委員の承認を得る。
- ・諸報告事項について、事務局等の説明を求める。

(教育次長)

- ・別紙資料等により報告する。

(生涯学習課長)

- ・別添資料等により報告する。

(学校教育課長)

- ・別添資料等により報告する。

(教育長)

- ・追加報告を求める。
- ・追加報告がないことを確認後、報告事項についての質問、意見を求める。

(教育長職務代理人)

- ・野球場建築の話が出ているようだが、第一中学校の統合に際し、校舎整備等の予算措置はされるのか。

(教育次長)

- ・第一中学校の改築に向け、平成31年度、32年度で設計費を予算要求していく予定である。

(教育委員)

- ・給食指導について、偏食しがちな児童生徒が増加傾向にあるということだが、小学生は食物繊維が足りないとか、中学生はカルシウムが不足しているなど栄養基準評価に表されていることは、やはり偏食からなるものか。

(学校教育課長)

- ・それとは別物である。栄養基準100を目指しているところだが、食材の高騰や消費税の増税などにより、給食費の見直しが必要になってきている。基準値はあくまでも目安であり、基準値100をクリアしていなければならないというわけではない。地域の実情に合わせた基準ということで捉えている。例えば、肥満傾向であるという結果であれば、脂質の部分を減らすなど調整していくことを考えている。
- ・偏食というのは、アレルギーも含めて増加傾向であるということである。

(教育委員)

- ・自傷行為についても広がりがあるようだが、大変なことである。

(学校教育課長)

- ・学校が実態を把握することが大事である。何かしらの信号だと捉えて声をかけていくことが必要である。スクールカウンセラーとも連携して対応していく。

(教育委員)

- ・自傷行為をする子どもというのは、学校もそうだが家庭がうまくいっていないケースが多いようだ。学校から家庭へアプローチすることはあるのか。

(学校教育課長)

- ・学校だけで事実をつかむのではなく、保護者と連携して対応していく。しかし、自傷行為がかっこいいことだと捉えて行なっている場合もある。

(教育委員)

- ・隠す子と見せる子と二分する。

(教育長)

- ・振り向いてほしい、注目されたいなど様々な思いがあるとは思う。ネットの裏サイトに影響されることもある。周囲が充分注意してみていかなければならない。

(教育委員)

- ・市民講座について、3館連携の講座は素晴らしいものである。3館の特徴を生かし多岐にわたる充実した内容で受講者の満足度も高いかと思われる。成人大学講座から市民講座へ名称を変え、実施方法も平日から土曜日の開催を取り入れるなど見直しを図り取り組んだと思うが、受講者の年齢層について変化は見られたか。

(生涯学習課長)

- ・9月22日土曜日に開催された明治大学連携講座については、対象は若い人向けではあったものの参加者については伸び悩んだところである。

(教育長)

- ・成人大学講座の時は、申請する際に6回の講座を受講するというのが前提であったが市民講座に移行してからは単発でその都度申込という形をとった。

(教育委員)

- ・PRの方法としてはどのようなものがあるのか。

(生涯学習課長)

- ・市の広報やホームページが主である。

(教育委員)

- ・一度受講された方には案内通知が来るようだ。

(教育委員)

- ・ツイッターやインスタでの情報提供はないのか。

(生涯学習課長)

- ・ツイッターは行なっているが、開催結果は掲載するものの募集については掲載していない。広報に掲載したものはツイッターやホームページに掲載することにはなっている。

(教育委員)

- ・ふるさとお話大賞は来年度以降も継続して行なうのか。それとも中央公民館の廃止に伴い、新たな部署での課題となるのか。

(生涯学習課長)

- ・応募件数が昨年度29件に比べ本年度は15件と減少している。方向性を考えなければいけない時期にきている。予算上では、平成31年度は行なう予定である。

(教育委員)

- ・来年度は30回を迎え、節目と考えられる。三陸町時代からの事業であり応募する学校も三陸町が多かった。平成28年度は38作品の応募があり、当時に比べると激減しているようだ。

(生涯学習課長)

- ・読書がらみで始まった事業であるため、もしかしたら図書館で違った形で事業を行なうこともあるかもしれない。

(教育委員)

- ・地域のきずなについて、個人情報だからという理由で携帯電話番号を提出しない件数はどのくらいあるのか。

(学校教育課長)

- ・加入率 100%には至っていない。ほんのごく一部が未加入である。

(教育委員)

- ・加入されていない家庭にはどのように連絡しているのか。

(学校教育課長)

- ・未加入が数件レベルのため、一斉送信されない家庭には担任から個別に電話等をしている。

(教育長職務代理者)

- ・中学校については、統合を見据えた人事異動が必要かと思われるがどうか。

(学校教育課長)

- ・統合が決まっている学校については、統合を見据えて大きな異動は避ける必要があると考えられている。

(教育長)

- ・その他、質問、意見がないことを確認後、諸報告を終了する。

(教育長)

- ・開議を宣言する。
- ・日程第 1、会期の決定について、会期を 1 日とする。
- ・日程第 2、協議第 1 号について、説明を求める。

(教育次長)

- ・日程第 2、協議第 1 号 組織体制の見直しに伴う事務執行の在り方について、説明する。

(教育長)

- ・協議第 1 号について、質問、意見を求める。

(教育委員)

- ・高齢化している中で、地域をまとめて一つの組織をつくり上げていくということは、お話を聞いただけでも大変だ。今でさえも動ける人が限られており、同じ人がいろいろな役を担っている。また、充て職で動員という形で様々な会議等には出席はするものの、戻ってから地区組織等に還元されているかといえそうでもないのが実態のようだ。リーダーシップがないとなかなか大変だ。

(教育次長)

- ・10 月に地区公民館長が視察した山形県の川西町というところがある。NPO 法人の代表で全国的に名が知れており講師に招かれている方がいる。その方が調査したところ、やはり強烈的なリーダーシップが必要である。また、新たに核になるようなリーダーを育成する仕組みが必要になってくる。意識の醸成は言葉では簡単に表現できるものの実際はとても大変なことである。

(教育委員)

- ・行政組織の見直しの中で、博物館は移管されないのはどうしてか。

(教育委員)

- ・資料 9 ページをみると、博物館も同様に特例の検討が進められているようだが、法改正が行われれば、ゆくゆくは博物館も移管されてしまうことになるのか。

(教育次長)

- ・必ず移管しなさいということではなく、移管するかしないかは自治体の裁量である。

(教育委員)

- ・博物館、文化財については、教育委員会で所掌していきたいということになるか。

(教育次長)

- ・学校教育課、学校統合推進室だけの教育委員会というのも組織的にどうなのかと考え博物館、文化財については教育委員会で所管することとした。

(教育長)

- ・社会教育委員、教育主事の免許を持っている方が生涯学習に携わっていると考えると市長部局に補助執行せざるをえないのかと思われる。博物館は学芸員が携わっており、専門的なことを考えると教育委員会に残したほうが良いと考えた。
- ・他市の状況とみても、法改正がなされていないこともあるが、博物館・美術館については、市長部局へ補助執行しているところがない。

(教育次長)

- ・博物館も文化・スポーツに組み込み法改正を望んでいる自治体を見ると、博物館が大船渡でいえばキャッセンのようなところに設置されており、交流人口を誘客する核の施設となっている自治体ようだ。国としても、そのような自治体もあるので、必ずしなさいというのではなく、できる規定としている。

(教育委員)

- ・10 ページの3 県内他市等の状況の表でいうと、大船渡市はどこの位置付けになるのか。盛岡市と一緒になるのか。

(教育次長)

- ・花巻市、北上市等6市の部分と同じになる。

(教育委員)

- ・来年の成人式は市長部局が管轄になるので、教育委員が登壇することはなくなるのか。

(教育長)

- ・教育委員が出席する行事は少なくなるであろう。

(教育委員)

- ・地域住民が主体的に自分たちの地区を何とか運営していこうとする意識の高い人と、そうでない地区と地区館の格差が今後出てくるのが予想される。

(教育委員)

- ・若い人が少ないと、余計にそうになってしまう。

(教育委員)

- ・各地区の公民館長が中央公民館に集まり情報交換して市に伝えたりしていたので、地区センターとなってもそのような場があるといいかと思われる。

(教育長)

- ・まちづくり推進委員会のようなものができ、懇談の場を設けることは考えられる。

(教育次長)

- ・そのような場は必要と考えている。

(教育委員)

- ・地区のたすけあい協議会についても未だに全地区が設置されているわけではない。

(教育次長)

- ・たすけあい協議会を新たな組織に取り込むのかどうかというところも結論が出ておらず、当面は様子を見ることになるだろう。

(教育長職務代理人)

- ・この資料は教育委員会だけで作成したものか。

(教育次長)

- ・市民協働準備室が原案を考え、教育委員会と協議し作成したものである。
- ・任期について、地区公民課長の任期は2年であったが、法改正に伴い、来年から1年になる。再任もあり得る。

(教育委員)

- ・ますます繋がっていかなくなるのではないか。

(教育次長)

- ・確かに、1年となると、流れがまた一からとなってしまう。

(教育長)

- ・ほかに質問、意見がないことを確認後、協議第1号について諮る。
- ・全員異議がなく、協議第1号を原案どおり承認する。

(教育長)

- ・その他、質問・意見、追加議案がないことを確認後、議案審議を終了する。
- ・平成30年大船渡市教育委員会第12回定例会の閉会を宣言する。

会議録作成者 教育長 小松伸也

会議録署名者 教育長

教育長職務代理人

委員

委員

委員